

## 2024年度第2回東京大学外国人留学生支援基金奨学生及び長島雅則奨学生 募集要項

### 1. 応募資格

私費外国人留学生で次の各号のすべてに該当する者

- (1) 学業、人物ともに優れた者
- (2) 2024年10月に東京大学大学院の正規課程学生又は研究生（長島雅則奨学生においては正規課程学生のみ）であり、今年度を通じて在籍予定の者  
※標準修業年限を超えて在籍する者も応募することができる。
- (3) 学資の援助が必要な者  
※母国の官庁、企業に在職のまま留学し給与等の支給を受けている者、支給期間中に他の奨学金〔5万円を超えるもの〕を受給する者は、応募できない。
- (4) 2024年10月に出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者

### 2. 奨学金支給金額

月額 50,000円

### 3. 支給期間

6ヶ月（2024年10月～2025年3月）※支給期間の延長は認めない。

### 4. 募集人員 外国人留学生支援基金奨学生 14名、長島雅則奨学金奨学生 1名

※1 選考時にいずれの奨学生として採用されるか決定します。

※2 長島雅則奨学金奨学生として採用された場合には、年に1回、寄付者との交流会が開催されますので、参加してください。

### 5. 提出書類

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 奨学生願書（別紙様式1）    | 1部 |
| (2) 指導教員の推薦書（別紙様式2） | 1部 |
| (3) 在留カードの写し        | 1部 |

### 6. 応募期間及び提出先

所属研究科・教育部事務部に問い合わせること。

### 7. 選考及び選考結果

所属研究科・教育部の長の推薦に基づき奨学厚生担当理事が選考し、選考結果は所属研究科・教育部の長を通じて通知する。

### 8. その他

支給決定後でも、次の各号の一に掲げる要件に該当すると本基金が認めた場合には、その決定を取り消す（必要に応じて既に支給した奨学金の返還を求めることがある）。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けた場合
- (2) 留学又は退学したとき
- (3) その他、受給者としての資格を失ったとき